

平成 22 年度一般会計の当初予算額は、 57 億 8,017 万 7 千円です

対前年比 7 億 1,691 万円の減 (11.0%)

大崎町の平成 22 年度一般会計当初予算額の概要をお知らせします。

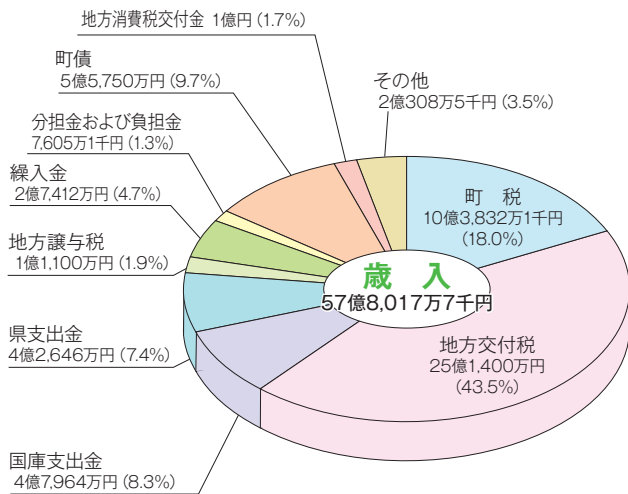
歳入で最も大きな割合を占めるのが、町の財政力に応じて国から交付される地方交付税で 25 億 1,400 万円、次にみなさまに納めていただく町税が 10 億 3,832 万 1 千円となっており、この 2 つで歳入全体の 61.5% を占めています。

歳出を目的別に見てみると、大きなものから順に民生費 (11 億 6,900 万円)、衛生費 (10 億 9,512 万 2 千円)、公債費 (9 億 141 万 2 千円)、農林水産業費 (6 億 7,130 万 2 千円) となっています。

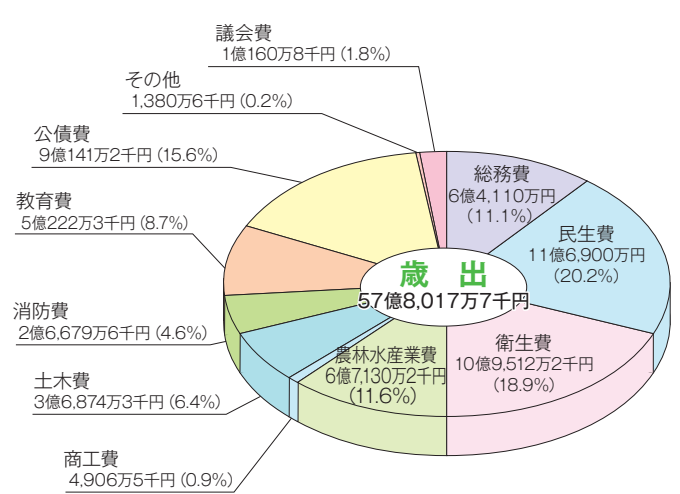
その他、詳細につきましては下のグラフのとおりです。

また、平成 22 年度に行われる主な事業については左ページをご覧ください。

一般会計歳入予算



一般会計歳出予算



【用語の解説】

歳入

町税
町民税や固定資産税など、皆さんに納めていただく税金。
地方交付税
国税(所得税、法人税、酒税、消費税およびたばこ税)として集められた財源のうち、一定割合の額を地方公共団体に再配分するもの。
国庫支出金
市町村が行う事業に対して国から交付されるお金、国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金の3つに分類される。
県支出金
市町村が行う事業に対して県から交付されるお金、通常は使途が特定される。
地方譲与税
地方税として徴収した税金の一部が交付されるものです。地方交付税とは違い、地方譲与税は客観的基準に基づき一律に分配されるもの。
繰入金
特別会計や基金などからの収入金。
分担金および負担金
特定の事業で利益を受けた人から徴収したお金。
町債
国や銀行からの借入金。
地方消費税交付金
消費税と一緒に徴収された5%のうち1%が、一定の基準により交付されるお金。
その他
使用料、手数料、財産収入、諸収入など。

歳出

総務費
庁舎などの維持管理や一般的な管理事務に要する経費。
民生費
児童や高齢者など社会福祉のために要する経費。
衛生費
病気の予防や衛生的な生活環境を保持するために要する経費。
農林水産業費
農林業や水産業の振興のために要する経費。
農工商費
農工商業の振興および観光事業のために要する経費。
土木費
道路や公園などの整備に要する経費。
消防費
消防・防災に要する経費。
教育費
学校教育・社会教育などに要する経費。
公債費
借りたお金を返します。
その他
災害復旧費、予備費など。
議会費
議員報酬や議会活動に要する経費。